

第 4 回

熊本県議会

経済常任委員会会議記録

平成23年12月13日

開 会 中

場所 第 4 委 員 会 室

第4回

熊本県議会

経済常任委員会会議記録

平成23年12月13日（火曜日）

午前10時0分開議

午前11時42分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

議案第5号 平成23年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）

議案第6号 平成23年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

議案第7号 平成23年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第8号 平成23年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）

議案第33号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

請第12号 労働者派遣法の改正についての請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①平成23年度基金事業の取組みについて

②熊本上海事務所の上海市政府による批准及び登記の完了について

委員会提出議案

①荒瀬ダム本体等撤去事業（債務負担行為設定）の取り扱いに係る決議

②民主党議員が約束した荒瀬ダム撤去に対する国の財政支援の履行を求める意見書

出席委員（8人）

委員長 守田 憲史

副委員長 内野 幸喜

委員 早川 英明

委員 荒木 章博

委員 鎌田 聡

委員 吉永 和世

委員 杉浦 康治

委員 前田 憲秀

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

部長 中川 芳昭

政策審議監兼

商工政策課長 田中 邦典

商工労働局長 田中 伸也

新産業振興局長 真崎 伸一

観光経済交流局長 佐伯 和典

商工振興金融課長 福島 裕

労働雇用課長 大谷 祐次

産業人材育成課長 吉永 一夫

首席審議員兼

産業支援課長 高口 義幸

新エネルギー産業振興課長 森永 政英

企業立地課長 渡辺 純一

観光課長 宮尾 千加子

国際課長 山内 信吾

くまもとブランド推進課長 坂本 孝広

企業局

局長 川口 弘幸

次長兼

総務経営課長 古里 政信

工務課長 福原 俊明

労働委員会事務局

局長 柳田 幸子

審査調整課長 吉富 寛

事務局職員出席者

議事課課長補佐 益 田 洋
政務調査課課長補佐 小 林 昌 樹

午前10時0分開議

○守田憲史委員長 おはようございます。

ただいまから、第4回経済常任委員会を開会いたします。

今回、新たに付託された請願が1件あり、提出者から趣旨説明の申し出があっておりますので、これを許可したいと思います。

請第12号についての説明者を入室させてください。

（請第12号の説明者入室）

○守田憲史委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

（請第12号の説明の趣旨説明）

○守田憲史委員長 趣旨は、よくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第12号の説明者退室）

○守田憲史委員長 それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

説明は、商工観光労働部、企業局の順に説明を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いします。

また、説明等を行われる際は、着席のままで行ってください。

それでは、商工観光労働部長から総括説明を、続いて関係課長から順次説明をお願いします。中川商工観光労働部長。

○中川商工観光労働部長 商工観光労働部、中川でございます。

商工観光労働部関係の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用状況及び当部の取り組みの方向につきまして御説明申し上げます。

日銀熊本支店が12月1日に発表いたしました金融経済概観では、県内の景気は、「総じて見れば、東日本大震災前からのゆるやかな回復基調を維持している」とされております。

しかしながら、県内製造業の生産は、「全体として堅調ながら、海外からの受注減少やタイの洪水の影響から、IT関連や四輪車関連で操業度を引き下げる動きが広がっている」とされております。また、円高の影響や欧州におきます金融不安、電力不足問題への対応など、先行き不透明な状況と認識しております。

雇用情勢につきましては、10月の有効求人倍率が0.62倍と依然低い水準で推移しており、厳しい状況となっております。

商工観光労働部といたしましては、引き続き中小企業の資金繰り支援や雇用対策など、県内中小企業者、労働者に対するセーフティネットの充実に努めるとともに、成長分野に力点を置いた施策を積極的に推進し、県内景気の浮揚に全力を挙げて取り組んでまいります。

それでは、提出議案の概要について説明させていただきます。

まず、平成23年度11月補正予算についてでございますが、お手元の経済常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

商工観光労働部総額で9,201万円余の増額補正をお願いしております。

その内容は、40歳未満の若年者の雇用と研修・職場実習の実施に要する経費701万円余、くまもとソーラーパーク推進に関する経費8,500万円でございます。

また、しごと相談・支援センター関係業務、緊急雇用創出基金事業、旅券発給業務に

関し、計3件の債務負担行為の追加・変更と、次年度への繰越明許費の設定の2件をお願いしております。

続きまして、12月9日に追加提案をお願いしております平成23年度11月補正予算の追号議案について御説明いたします。お手元の別冊の経済常任委員会資料（追号関係）の1ページをお願いいたします。

国の第3次補正予算の成立を受けまして、商工観光労働部総額で22億5,400万円余の増額補正をお願いしております。

その内容は、緊急雇用創出基金の積み増し22億5,000万円のほか、当基金を活用いたしました事業に要する経費でございます。

また、緊急雇用創出基金事業に関して、債務負担行為の変更をあわせてお願いいたしております。

そのほか、本日は平成23年度基金事業の取り組みと熊本上海事務所の上海市政府による批准及び登記の完了について御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

なお、ことし4月から全庁的に検証を行ってまいりました不適正経理再発防止策の取り組みについて、今回、知事部局については総務常任委員会で全体の報告を行っているところでございますが、商工観光労働部の検証結果について、ここで御報告させていただきます。

裏金や私的流用につながるおそれのある預け金、差しかえなどは認められませんでした。物品が前年度に納入されていたのに現年度に納入されたこととして業者に代金を支払っていた例が5件、12万9,000円程度見られました。このような事例が発生しないよう、既に物品購入に関する見積書徴収前の購入伺い義務づけ等について徹底することといたしたところでございます。

今後とも、納品検査等の組織的なチェック体制の強化や職員の会計事務処理に関する研修の実施などにより、適正な会計処理に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

説明は、以上でございます。

○大谷労働雇用課長 労働雇用課でございます。

委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

失業対策総務費の雇用対策費でございますが、若年者緊急雇用創出事業について701万円余の増額補正をお願いしております。これは説明欄にありますとおり、緊急雇用創出基金を活用して、40歳未満の若年者の雇用と職場実習の実施に要する経費でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

債務負担行為でございますが、しごと相談・支援センター関係業務について219万円余の追加設定をお願いしており、また緊急雇用創出基金事業について、限度額2億1,184万円余を4億8,733万円余へ増額変更をお願いしております。

まず、しごと相談・支援センター関係業務についてですが、求職者に対して実施するキャリアコンサルティングに関する業務委託について、24年4月から直ちに実施する必要があるため、債務負担行為の追加を設定するものでございます。

次に、緊急雇用創出基金事業についてですが、これは今回増額補正をお願いしている若年者緊急雇用創出事業について、事業期間が24年までの2カ年間に及ぶため、債務負担行為の限度額を2億7,548万円余増額変更するものでございます。

補正予算は、以上でございます。

次に、続きまして追号関係をお願いしたいと思います。

委員会説明資料の追号関係の2ページをお

願いたいします。

失業対策総務費の雇用対策費でございますが、緊急雇用創出基金積立金について22億5,000万円の増額補正と緊急雇用創造プログラム推進事業について427万円余の増額補正をお願いしております。

まず、緊急雇用創出基金積立金についてですが、これは説明欄にありますように、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の交付に伴う基金への積み増しでございます。積み増した基金は、東日本大震災や円高等の緊急雇用対応事業に充てることになっており、3月12日以降に失業された方を原則対象とすることとなっております。

次に、緊急雇用創造プログラム推進事業についてですが、これは説明欄にありますように、緊急雇用創出基金を活用いたしまして、東日本大震災後に失業した中高年齢者等に対する雇用機会の提供に要する経費でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

債務負担行為でございますが、緊急雇用創出基金事業について、限度額2億1,184万円余を3億663万円余に増額変更をお願いしております。これは、今回増額補正をお願いしております緊急雇用創造プログラム推進事業について、事業期間が24年度までの2カ年間に及ぶため、債務負担行為の限度額を9,479万円増額変更するものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○森永新エネルギー産業振興課長 新エネルギー産業振興課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

平成23年度11月補正予算につきましてでございますが、新事業創出促進費につきまして8,500万円の増額補正をお願いするものでございます。

右側、説明欄をごらんいただきますでしょうか。くまもとソーラーパーク推進事業とい

うことで住宅用のソーラーの補助をやっておりますが、東日本大震災による電力不足等の問題がございまして、県民の皆さんの新エネに対する関心が高まっておりまして、当初この予算で補助見込み4,000件を見込んでおりましたが、12月末ぐらいにはこれが全部消化する見通しでございますので、年明けて3カ月間の必要件数といたしまして1,700件分、8,500万円の増額をお願いするものでございます。

その下のページ、説明資料5ページをごらんいただけますでしょうか。

平成23年度の一般会計繰越明許費の設定でございます。前ページで御説明いたしましたソーラー補助の増額補正につきまして、大体、追加補正の申請が出てくるのが12月のほとんど下旬か1月の当初と見込んでおりますけれども、その後の補助金を受けての工事の完了とか実績報告に時間がかかることから、期限内の工事の完了実績報告というのは厳しいと考えておりまして、明許設定を増額8,500万全額について設定させていただくところでございます。

新エネルギー産業振興課は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○渡辺企業立地課長 企業立地課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計に係る繰越明許費でございます。

工業団地施設整備事業でございますが、菊池テクノパーク整備事業におきまして用地取得に不測の時間を要しましたために、造成工事を工期不足により繰り越すものでございます。このための費用の合計4億1,000万円を繰り越し申請いたすものでございます。どうか、よろしくをお願いいたします。

○山内国際課長 国際課でございます。

資料7ページ、債務負担行為でございます。旅券発注業務につきまして、来年平成24年4月までに、県内全市町村への旅券の受付と交付の事務の権限移譲が完了し、県庁パスポートセンターの業務内容が大きく変わること契機といたしまして、県庁パスポートセンターに残ります業務のうち、最終審査等の中核業務は引き続き職員が直接行いますが、窓口対応ですとか申請書の1次審査、旅券作成等に係る業務の委託を行うものです。期間は、24年度から26年度の3年間をお願いしております。

限度額につきましては、単年度1,785万円余、3年間で5,355万9,000円の限度額をお願いしております。

よろしく願いいたします。

○守田憲史委員長 それでは、企業局長から総括説明を行い、続いて関係課長から説明をお願いいたします。

○川口企業局長 今回、企業局から御提案申し上げている議案は、平成23年度熊本県電気事業会計補正予算など3議案でございます。

その主な内容は、予算の減額補正及び荒瀬ダム本体等の撤去に係る債務負担行為の設定等でございます。

荒瀬ダムにつきましては、先日、国から河川法の許可を受けまして、今後、来年度からダム本体撤去に着手するための準備を進めていくこととしております。大まかな資金計画の状況についても、あわせて御報告させていただきます。

詳細につきましては次長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それから、企業局で行いました不適正経理再発防止策の検証結果について御報告させていただきます。

企業局におきましては、今回の検証におき

ましても、前回と同様、裏金や私的流用につながるおそれのある預け金、差しかえ、不適正な現金等は認められませんでした。

今後も、不適正な経理処理が発生しないよう、知事部局等と連携しながら、発生防止策のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○古里企業局次長 企業局総務経営課でございます。

資料の8ページをお願いしたいと思います。

11月補正の総括表でございます。企業局で経営しております3事業につきまして、まとめた表でございます。

表の下から2段目の、合計欄の補正額をらんいただきたいと思っております。

今回は、総額で収入が204万円余、支出が35万円余の減額補正を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

まず、電気事業でございます。収益的収入の営業外収益を86万円余、収益的支出の営業費用を118万円余の減額補正をお願いするものでございます。

これは、説明欄にありますように、職員の子ども手当について、一般会計から電気事業への繰り入れと、収益的支出の営業費用を減額補正するものでございます。

資料の10ページをお願いいたします。

緑川発電所に設置しておりますエレベーターの保守点検委託等の限度額247万円余の債務負担行為の設定でございます。

もう1つが、荒瀬ダム本体等撤去事業に伴います平成24年度から29年度まで6年間の限度額17億円の債務負担行為の設定でございます。これにつきましては、お手元の別冊の補足説明資料をお配りしております。それにより、説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

まず、撤去工程について御説明申し上げます。荒瀬ダムは、平成24年度から6年間の工期で本体撤去を実施することとしております。

表の一番上、第1段階の欄をごらんいただきたいと思えます。これらの図は、いずれも上流から下流を見たものでございますが、8門のゲート撤去のほか、幅5メートル、高さ4メートルの水位低下施設を赤い色で着色しております2カ所に施工し、水位を下げます。

次に第2段階では、県道のあります右岸側の管理橋及び門柱を撤去いたします。第3段階では、右側のダム本体の越流部をスリット状に撤去し、第4段階では、右岸側の残りの部分を、さらに第5段階では左岸側の管理橋、門柱を、さらに第6段階では、最終工程でございますが、左側の残存部を撤去することとしております。

次に、一番下の工事の施工期間をごらんいただきたいと思えます。

毎年、河川工事につきましては河川環境、特にアユの生息等に配慮し、11月初旬から3月中旬までの4カ月半の施工期間としております。ただし、直接水に触れる河川内の工事につきましては、11月中旬から2月末と、さらに短くなりますが3カ月半の工程とすることとしております。

2 ページをごらんいただきたいと思えます。

上の方に、1年目に設置します水位低下設備を、横から見たところの図面を掲載しております。下には、水位低下設備の設置工程を記載しておるところでございます。左側のページで御説明しましたとおり、施工期間が限られておりますことから、議決をいただきました後、入札契約の手続に入り、年度内に業者を決定いたします。4月から水位低下設備の製作に着手し10月に完成し、11月から設置

にかかるとの工程でございます。

3 ページをお願いいたします。

次に、ダム撤去関係の資金の対応状況について御説明いたします。

まず、1の資金不足への対応状況についてでございますが、平成22年6月時点での試算でございますが、PT時点での事業費約92億円に、平成22年、23年度の荒瀬ダム維持管理等経費約6億円を加算した98億円でございます。これから企業局の内部留保金約60億円と、それから平成22年から10年間の7発電所の利益分約7億円を加算しました約67億円、これを差し引いた30億円の不足というふうに説明を申し上げてまいりました。

その後、その下になりますが、①の道路かさ上げ等に対します国からの交付金約13億円、②の先般実施しました国と県との検討会議により確認されましたコスト縮減が約7億円、これは撤去しましたコンクリートで導水トンネルを埋め戻したり、護岸の守備範囲を見直すことなどにより、コスト縮減を行うものでございます。

次に、③の企業局の経営努力約3億円、これは電気事業での経費節減や資産整理等でございます。その結果、現段階では資金不足が約7億円まで圧縮されたところでございます。

次に、2の荒瀬ダム撤去経費と財源でございます。資金不足の対応状況を支出と収入の両面から整理したものでございます。

支出でございます撤去経費につきましては、平成22年6月試算の約98億円から、②の先ほど申し上げましたコスト縮減7億円、③のうちの経費節減約2億円により約88億円となっております。

88億円の内訳については、括弧に記載のとおりでございます。

右側の収入でございます財源につきましては、平成22年6月の試算約67億円から、③の資産整理約1億円、①の国からの交付金13億

円によりまして、計14億円が増加し、81億円となっております。その結果、資金不足は約7億円に縮小しているところでございます。

資料の4ページをお願いいたします。

次に、今後の支出見込み額及び財源についてでございます。

平成24年度以降の残事業が、約52億円となっております。平成24年度以降の撤去財源につきましては約45億円で、内部留保金が約33億円、国からの交付金が約11億円、資産整理等約1億円となっている状況でございます。

次に、4の資金未整理約7億円についての対応でございます。

(1)でございますが、今後とも国交省、環境省などにあらゆる形で強く支援を求めてまいる所存でございます。

米印のところにありますように、国からの支援の状況によっては、河川に影響を与えないダム管理所などの陸上施設について、その撤去時期を見直さざるを得なくなるため、このようなことがないよう強く支援を求めていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、(2)の国への要請と並行しまして、撤去事業の経費節減等、企業局での経営努力についても検討を行うこととしております。

矢印の下になりますが、これらによりまして荒瀬ダム撤去と企業局の経営の両立を図りつつ、一般財源を投入しないことを基本に、荒瀬ダムの撤去に取り組むこととしております。

それでは、恐れ入りますが、またもとの資料の11ページをお願いしたいと思います。

工業用水でございます。収益的収入の営業外収益を86万円余、収益的支出の営業費用を85万円余の減額補正をお願いします。これも、子ども手当に関するものでございます。

次に、有料駐車場でございます。12ページをお願いいたします。

収益的収入の営業外収益と収益的支出の営

業費用、それぞれ31万円余の減額補正をお願いするものでございますが、これも子ども手当に関するものでございます。

資料の13ページでございます。債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

有料駐車場の清掃業務委託等に関する限度額281万円余の債務負担行為の設定でございます。

企業局は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○守田憲史委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 先ほどの荒瀬ダムの撤去に関してお尋ねしたいんですが、まず、そもそも論なんですけれども、今、撤去工程、工法の御説明もあったんですが、これは前例があるような工法なのか、それともやっぱり初めて取り組むのかを、ちょっと改めてお伺いしたいんですけれども。

○古里企業局次長 これは一般的に大変、こういう大きなダムの撤去というのは、私どもがお聞きしている限りでは初めての試みではないかというふうに聞いております。

○前田憲秀委員 全国でも例がない初めての、この大きなダムの撤去ということで、先ほど資金面での説明もありまして、コスト削減、企業局の経営努力で経費節減で2億円、資産整理で1億円という御説明もありました。一生懸命これ検討していただいて何とか努力をしていただいている結果だとは思いますが、初めての工事ということで、安全面も含めて、あといろいろ地域の方の要望あたりもあっていると思いますので、そこは本当に無事故を大前提にした上で、しっかりと見本になるような取り組みを心がけてい

ただきたいというのを要望させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○荒木章博委員 関連して。今、企業努力をして、この3億円というのを努力をされた。これ以上は、もう無理なんでしょう。

○古里企業局次長 私どもといたしましては、正直申し上げまして、もうぞうきんを絞った上にまた絞っている状態だと思っております。ただ、今後、大きな方針として、国の支援とともに私どもも襟を正すといひますか、経費節減、これは大変大きなものとして、私どもは今後も一生懸命取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

○荒木章博委員 コスト削減で、3億という大きな金額が、経営努力によってできたということは非常に、どちらかというと3億という金額が、これだけできるのかなとびっくりするんですけども。しかし7億が足りないわけですから、今後、見込みとして、これはいつも取りざたされる問題ですけども、国へのお願いということで、ある代議士によると自然環境に取り組むということで、国土交通省や環境省の予算の中で獲得するという、そういう展望的なものはどういうふうに感じられていますか。

○古里企業局次長 済みません、質問にお答えする前に、先ほど申し上げました経費節減の経営努力関係は、総額では3億円でございますが、経費節減については2億円でございます。申しわけございません。

それから、今後の国の支援でございますが、私どもとしては従来、国から逆に、いろ

いろお話があったその自然環境の保全という部分については、大変強い望みを持っております。国の方が、まさに今、来年度予算について編成中でございますので、ぜひともその強い働きかけ等を行って、何としましても国の支援をお願いしたいところが現時点での思いでございます。

○荒木章博委員 ぜひ頑張ってください。以上です。

○鎌田聡委員 撤去費用の部分につきましては非常に、あと7億円ということでありまして、そしてまた国の支援を今後求めていくということでもありますけれども、先ほど前田委員が言われたように、やっぱり初めてのことになりますから、やっぱりそういったモデルケースとして国に、これまでも私どもも求めてきておりますけれども、ここはちょっと全国的な例として、やっぱり一回ここでやることによって、今後どうなるのかというのは、一つのモデルケースとして位置づけるということで、しっかりとやっぱり国にも要望してもらいたいと思ひますし、その後押しをきちんと我々としてもやっていきたいというふうに思っております。

それと、国の支援によっては陸上施設の撤去時期を見直さざるを得なくなるということでございますけれども、陸上施設というのが具体的に何があって、あと、この撤去工程の中の図式には書いてありませんけれども、今のところ予定としては何年目ぐらいに撤去していく予定なのかということをお教えいただきたいと思ひます。

○古里企業局次長 陸上施設の関係では、荒瀬ダム私どものダムサイトの横にあります管理事務所、それから発電所の建屋等がございます。発電所を構成しております、地下の方にモーターがございますので、その建屋で

ございます。それから、貯水のサージタンクというものがございます。そういうものがございます。

この撤去時期については、6年間のうちの後半部分というようなことで今考えているところでございます。

○鎌田聡委員 その後半というのは、それなら予定は4年目以降ということなんですかね。そういうことでいいんですかね。

○古里企業局次長 後半部分ということで、4年目以降を主に、その時期以降に撤去になるのかと思っております。

○鎌田聡委員 その陸上施設の部分の撤去費用は幾ら——済みません、ここに書いてあるんですかね、見積もっているんですかね。

○古里企業局次長 まだ積算状況ではございませんが、3億から4億程度のお金が必要というふうに考えております。

○鎌田聡委員 わかりました。

○早川英明委員 少し教えてください。この荒瀬ダム撤去のことが今出ておりますけれども、この17億円の債務負担行為の中で、それぞれ撤去費用が24年度に5億5,000万とずっとありますが、これらのそれぞれの6年間の1年ごとの撤去費用の積算というのは、さっき初めてのケースとおっしゃいましたけれども、どのような形で積算をされて、これで間違いないのか、これが変動していくのか、そこあたりははっきりわかっていますか。

大体の計算ですか、これは積算としてはほぼ、このような額がかかるというふうな見込みでしょうか。これによって、まだその削減はできるのか、できないのかということです。

○古里企業局次長 17億円の今回の撤去費用に関しましては、主にダムサイトの関係、それから取水口、水を取ります護岸とか、そういうものでございます。それについては、もう議決をいただき次第その入札関係に入りますので、詳細設計をやっているところでございます。ただ費用につきましては、当然、現場に入った段階でいろんな状況が変わってきます。一般的に申し上げますと、土木でいえば地質とか、いろんな状況が、予測できない部分が出てきますので、これで確定したということではないと思いますが、ただ、そういうことのないように、できるだけ極力、事前に調査等やって積算をしているところでございますので、私どもとしてはもうこの額で変わらないという変ですが、最終的な段階でやっていけるというふうに思います。

ただ、これはダムサイト及びその周辺分でございますので、それ以外の部分については今後、5年間後半部に、2年目以降、3年目以降、後半部に出てきますので、その額についてはまだ、今後、詳細な設計が必要だというふうに考えております。

○早川英明委員 今のこの計算よりも上がるという可能性もなきにしもあらずということですね。

○古里企業局次長 これは上がることもありますし、下がるということもあります。

○早川英明委員 下がるのはなお結構なことですが、上がるということになれば、やはり極力それがいいような見積もりをしてもらわんといかぬですね。

○古里企業局次長 早川委員の御指摘のとおりでございます。そこについては事前に十分な調査等やって、積算等に、後日、大幅

な差が生じないように私ども一生懸命頑張っているところでございます。

○早川英明委員 よろしくお願ひします。

○鎌田聡委員 済みません、先ほどの質問と今の質問にも関連しますけれども、この17億の中に、先ほど私が聞きました陸上施設の撤去も入っているんですか。これは入ってない。

○古里企業局次長 陸上施設については、入っておりません。

○鎌田聡委員 済みません、その3ページの撤去費用のどこに入るんですか、陸上施設は。ダム本体アンド関連施設が21億でしょう。これになるんですかね。

○古里企業局次長 ダム本体の関連施設、これが21億でございます。このうちの17億を今回お願いしております。その残りの部分に、関連施設、先ほど申し上げました管理所とか発電所の建屋、そういうものが含まれるということですよ。

○鎌田聡委員 わかりました。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○荒木章博委員 では、新エネルギーの件でちょっとお尋ねします。

今度の予算で8,500ぐらいということで、1,700件を予定しているということですね。前回は4,000件で幾らだったのか。それと、今これは新築に向けて取り組むんですかね。どのくらい普及率はあるのか。

○森永新エネルギー産業振興課長 新エネルギー産業振興課でございます。

当初予算は、4,000件分で2億円でございます。

それから新築への普及率というお話でございますが、今、全体は新築で2割、既存の住宅に8割ぐらい導入されております。新築に限った数字をちょっと持ち合わせておりませんが、住宅への普及率、平成22年度で出している数字で5.63%、100軒のうちの5軒ちょっとぐらいのうちにソーラーが乗っているという状況でございます。

○荒木章博委員 では、2億8,500万が本年度計上されるということですがけれども、この申し込みとか見込みとか、今どういう状況ですか。もちろん前の2億が満杯になったから、今回計上するというところで……。

それと、1件当たりの金額、それは割ってみればわかるんですけども、大体4キロワットですかね、1軒当たりの家庭では平均的にですね。どのくらいの……。

それともう一つは、これは国にもこういう支援策があると聞いていますけれども、それと市ですね、地方都市あたり、どういう市あたりが、今こういう補助を施行されているのかも、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○森永新エネルギー産業振興課長 最初のお尋ねの現在の状況でございますけれども、昨日現在で4,000件の枠に対して申請が出てきておりますのが3,675件でございます。残が325件ぐらいになりますので、年内は、今平均30件前後は毎日申請が来ておりますので、何とか年内は足りるのかなということですが、年が明けたらもう不足になりますので、今回補正を組ませていただければということでございます。

それから、これは定額で、キロワットを問わず一律定額で5万円の支給になっておりますので、1件当たり5万円ということですよ。平均的な、今住宅ソーラーの設置の大きさ

は、大体4.5キロワットぐらいをつけられている例が多いようでございます。

それから3点目の国、市町村の補助ということでございますけれども、国は4.8万円キロワット当たりの補助になっておりまして、10キロワットまでの上限で補助をやっております。

それから、国については3次補正も通りましたので、補正も含めての手続を今やっているところでございます。

市町村につきましては、県下45団体のうち23団体に補助制度を設けていただいておりますが、財源の問題等もありまして、各市町村もほとんどはけているといいますか、まだ若干残っている市町村もあるようでございますが、大体もう執行は終わっているというふうに聞いております。以上でございます。

○荒木章博委員 大体これは1軒の住宅で、ソーラー費用というのは前は非常に高かったというふうに聞いておりますけれども、今は大分落ちているんでしょう。大体どのくらい差が、最初のころと今とはどのくらい違っていますか。

○森永新エネルギー産業振興課長 当初は、キロワット当たり70万とか、かなりの金額になっておったんですが、最近の申請内容を見てみますと、大体キロワット50万円前後くらいのトータルの価格が出ておりますので、先ほどの4.5キロワットと掛けますと、大体200万円台前半ぐらいの総事業費で施工されている例が多いようでございます。

○荒木章博委員 もう少し開発して、下がる傾向がありますか。

○森永新エネルギー産業振興課長 基本的には国の方も、もっとどんどん下げるべしという方向で、ほかの支援と比べても発電の単価

というのはやっぱり高うございますので、まだまだ下がるというふうに見ております。

○荒木章博委員 こういうエネルギーの重要な時期ですから、こういうものの普及、発展を非常にやっていかなければいかぬということで、県あたりのこういう普及、発展というのは業者任せなのか、どういうふうな取り組みをされているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

この前、熊本市役所へ行ったら、ソーラーパネルのいろんな展示やら広報宣伝あたりもチラシを配ってやっていたようですけども、県としては地方に任せることなく、どういうふうな対応をされているのか、お尋ねしたいと思います。

○森永新エネルギー産業振興課長 ソーラーの普及、啓発につきましては、最近では長洲町にありますLIXILのメガソーラーとか、保健科学大学、熊本市内でございますが、この大規模なソーラーとかに、現地の案内人さんを県の予算で置かせていただいております、そういう施設では見学、これは小学校、学生さんから大人までいろんな世代の方がおいでになります、そういう方々の普及、啓発に役立てていただいております。

そういう形で、ホームページあるいはいろんな新聞等の媒体を通じて、啓発は一生懸命やっているところでございます。

○荒木章博委員 了解しました。

○早川英明委員 今ので関連ですけれども、森永課長さん、この屋根とソーラーと一体のものというのは、今開発中でしょうか、ちょっと教えてください。

それから、もしあって実用化はどのくらいになる予定か。そうしたら、そういうものができるなら、これはぐうんと進むと私は思い

ますけれども。

○森永新エネルギー産業振興課長 屋根とソーラーの一体型というのは一応開発済みで、いろんなメーカーさんが出されております。ちょっと正確な導入状況のデータは持ち合わせておりませんが、屋根材にかわるコストが、いわばパネルが兼ねる形になりますので、トータルのコストも下げて利用できるということで、もっと普及が進めばと思っておるところでございます。

○早川英明委員 もう、既にあるということですか。

○森永新エネルギー産業振興課長 いろんな社で、全国的には販売されております。

○早川英明委員 それは、本県ではまだ、そういうものには補助金は出ないということですか。

○森永新エネルギー産業振興課長 基本的には、今回、県の補助は国の補助制度のベースの要件に一応沿って、県の補助をやっているというのはございます。国の補助は、住宅に新たにソーラーを設置するというのが要件になっておりますので、屋根材組み込み型が補助対象になるか、ちょっと細かい資料を持ち合わせておりませんが、恐らく対象にはなっていないのではないかと思います。詳しい情報は、確認したらまたお知らせしたいと思います。

○守田憲史委員長 ほかに質問はありませんか。

○鎌田聡委員 国際課に、7ページ、旅券発給業務で債務負担行為をしてありますけれども、来年4月までに全市町村でやれるように

ということですが、具体的に5,000万ぐらいの金額——移譲するから金額が減るのはわかるんですが、ふえるというのはどういう意味なんですかね。

○山内国際課長 市町村の方へパスポートの申請の受付ですとか交付の業務を移行する予算とは別でございまして、それについては、そういった業務が県の方から市町村の方へ業務自体が移りますので、県でかかる費用も減ります。これは権限の移譲とは全く別で、市町村にそういった受付とか交付の業務の権限の移譲をしても、引き続き県の方に残りますパスポートの申請書の審査ですとか作成、それと市町村への交付といいますか、そういった業務が引き続き県の方へ残ります。この残った業務について、最も大事な最終審査等の部分は県の職員で直接やるように残しつつも、その前後にある周辺のパスポートの審査ですとか、機械で行う作成ですとか、そういった業務を今後は県で直接やることなく、外部の民間の方をお願いしようということで、県の予算が今トータルで毎年500万ぐらい減る予定なんですけれども、こういった形で新たに外部にお願いしたいというような趣旨の債務負担行為にしております。

○鎌田聡委員 発行は市町村ではなくて、外部の民間の方でやると、この委託料が5,000万ということなんですかね。

○山内国際課長 7ページにも書いておりますとおり、今後とも県の方に残る予定であった、資料の3行目ですが、窓口対応ですとか申請書の1次の審査ですとか、旅券自体を機械で作成する業務、この3つの業務を中心に県で直接今後は、4月以降はやらずに民間の方に委託をするという予算でございまして。

○鎌田聡委員 今回の場所でやるけれども、やっている人たちは外部の方にやってもらうということの委託料なんですかね。

○山内国際課長 御指摘のとおりでございます。このままでいけば、正職員4、嘱託6の合計10名でやるようになりますが、この外部委託にすることによって、正職員も4から2に減り、嘱託職員の方も6から2に減り、逆におっしゃるとおり、外部に委託したことによって来られる外部の事業者の職員の方が、6人入られるという形を想定しています。

○鎌田聡委員 契約の関係で、債務負担行為ということなんですかね、3年間契約で。

○山内国際課長 御指摘のとおりで、外部に委託するからには、こういった業務というのは習熟してなれていただく必要があると。毎年毎年の契約で毎年かわられても、習熟される前に事業者の方がかわってしまわれるのも問題がありますので、3年間は継続して、ある特定の業者の方に、これからコンペをし、お願いをしたいということで、3年間の債務負担行為というのを今回お願いしております。

○鎌田聡委員 債務負担行為のことはわかりましたけれども、後は市町村の状況ですね。4月からは市町村で発行するというので、全市町村に発行するということになると、その準備状況とかその辺はいかがなんでしょうか。その後、状況的にもいろいろふなれな部分もあると思いますが、その辺の状況を教えてください。

○山内国際課長 既に、ことしの10月までに、38の市町村においては権限の移譲が終わっております。順調に市町村の方で、そういった業務を開始をしていただいております。

残っている7につきまして、八代市と氷川町が来年の2月に、来年の4月までに残った熊本市、宇土市、宇城市、美里町、山都町の方に最終的に権限が移譲されますが、これまでもスムーズに権限移譲はできてきておりますが、来年4月に一番大きな熊本市に移譲することになりますので、引き続き業務を、直接市民、県民の方と接する業務ですので、スムーズな移譲が行われるように、今、万全の準備を進めているところでございます。

○鎌田聡委員 パスポートの申請と旅券作成業務というのは、やっぱり余裕を持って来られる方よりも、ぎりぎりになって来られる方もいらっしゃると思いますので、そういう意味では手違いがないように、今スムーズな移行ということがございましたけれども、ぜひ移行までそして移行後の対応もぜひよろしく願いしておきたいと思います。お願いします。

○前田憲秀委員 済みません、パスポートの件でちょっと関連して。

先ほど、債務負担行為で事務を扱う人数が、正職員が4人から2人、嘱託が6人から2人でよかったですかね。来年4月から熊本市でも出先でもできるということで、イメージとしては今県庁のパスポートセンターに向いてくる人がいなくなるという想定でいいんですよね。

○山内国際課長 基本的には、熊本市の方でいえば熊本市の、最終調整中ですが、今、熊本市で考えていらっしゃるの、熊本市の各区役所の方で申請と交付ができる、一般的な場合は県庁へ来られる必要はない。ただし、ちょっと急いでパスポートを出してほしいとか、人道上のケースで緊急発給が必要な場合ですとか、そういった場合は直接、県庁の方へ引き続き来ていただくことになる予定です。

す。

○前田憲秀委員 それで、どうでしょうか。今、県庁に出向いてきていただくんですけども、どれくらい県庁に直接来るような人が減るような、見込みみたいなものはありますか。

○山内国際課長 具体的には数字ではまだ出しておりませんが、区役所の便利さと県庁の駐車場のある便利さ、基本的には一般のパスポートの申請の方は、すべて直接市町村の方へ行っていただくように、広報なりPRをしっかり、県とあと該当する市町村ともどもやってまいりたいと思っておりますが、それでもやっぱり、つい間違えて県庁に来られる方も少なからずいらっしゃるのでは思うと思います。そういった方に対しては逐次、丁寧な対応をしてまいりたいと考えています。

○前田憲秀委員 例えば、直接、県の窓口に来る人が減るという見込みで、先ほどの正職員が4人から2人、6人から2人ということではないんですかね。

○山内国際課長 基本的にはパスポートの申請は、県で直接ではなくて市町村でやっていただくことになりますので、その分については減るという前提で考えております。

ただ、今回の外部への委託と、その権限移譲というのは、直接関係はございませんが、そういったのも含めて、これまでに38市町村で権限の移譲を終わっておりますが、地元の方が便利なものですから、地元で大体申請も行われていきますので、今後も熊本市等々と連携しながら、やっぱり身近な市町村、便利な地元できちんと対応、申請していただくようにしていきたいと思っております。

○前田憲秀委員 はい、わかりました。

○杉浦康治委員 多分聞き間違いだと思いますので、確認だけさせていただきます。

前田委員から言われましたとおり、2・2で合計4と。それと業者の方が6人入られるというように聞こえたんですけども、それは聞き間違いですかね。

○山内国際課長 現在、権限移譲が済んだ場合、残った業務をやっていくのに対して、トータルで10名必要だというふうに想定しております。トータルの10名は、こういった業務の外部委託をする、しないにかかわらず、大体10名だろうなど。ただ、外部委託をすることによって、責任を持った業務を直接その嘱託さんのサービス管理とかをやっていただけますので、職員10名の内訳として、外部に委託をすることによって正職員が4から2、嘱託職員の方が6から2、そのかわりに入られる外部の方がゼロから6ということぐらいになると想定をしております。

○杉浦康治委員 そうなりますと、数自体は減らないということになりますね。

○山内国際課長 トータルの数自体は減りませんが、正職員の数が減る等々により、人件費的にはトータルで500万程度節減になるというふうに想定しております。

○杉浦康治委員 確かに月々500万減るといふのは、かなり大きな節減ではあると思うんですけども、ちょっと10から10というのは不思議な気がするというふうには思います。

○山内国際課長 この500万は年間の見込みの削減額ではありますが、作業量というもの自体はそれなりに、外部に委託をしてもしなくてもあるものですから、同程度の数がかかるのではないかと。ただ、外部の方が今のと

ころ積算上は6で考えていますが、そういった業務だったら5で済むかもしれないとか7かもしれないとか、それはまた外部の方がその企画、提案なり対応される際に御判断されるのも一部あるかと考えています。

○杉浦康治委員 具体的な作業がちょっとよくわからないので何とも言えないところなんですけれども、おっしゃるとおり、やっぱりそのところは順次見直していかれるというようなところで期待をしたいなと思います。

○早川英明委員 ちょっとお尋ねします。この権限移譲したところは、県はパスポートの業務はせぬということでしょうたい。

○山内国際課長 権限移譲というのは、パスポートの作成につきましては申請書を受付けて、審査をして、作成をして、発給をして、交付をするという、大きく5つの流れがございますが、権限移譲はそのうちの受付の部分、申請書の受け付けの部分と最終の交付の部分だけです。残り真ん中の3つの部分、審査、作成、発給の部分は引き続き県庁に残ります。

○早川英明委員 どうもおかしいと思った。何でここに、権限移譲するのに予算が要るのかと思つたのですよ。熊本市がやるまではやむを得ぬとしても、熊本市が終わって、完全に権限移譲した後は何で県がせな——そういうことですか。わかりました。

○鎌田聡委員 いろいろわかりましたが、年間、外部委託で500万程度削減するということなんですけれども、あと市町村へ権限を移譲することによって、市町村に対して何か委託料というか移譲料、その分もかかるんですかね。その辺も含めてトータルでどうなのかと思つてですね。

○山内国際課長 今回の外部委託とはまた別の案件にはなりますが、権限移譲に伴いまして市町村の方に新たに事務負担が生じますので、ちょっと手元に数字は持ってきておりませんが、それぞれ事務負担がふえる分の経費については県の方からお支払いをするという形でございます。

○鎌田聡委員 そのお支払いする額と、せっかく500万程度この外部委託で減っているんですね。お支払いする部分が500万を超えるのであれば、県民の皆さんの利便性は確かに高まりますけれども、経費的な面でどうなのかと思いますけれども、500万を超えるんですかね。

○山内国際課長 どうも済みません。私の説明がちょっと悪いんだと思いますが、権限移譲と今回のこの外部委託というのは、基本的に別の事柄でございまして、権限移譲は権限移譲でこれまでも進めておりまして、最終的に来年の4月1日で終わる。権限移譲については、市町村に新たに経費が生じる分については県が負担するような仕組みをつくっていく。権限移譲した後でも、県庁に残るパスポートの審査とか作成とかいう業務について、権限移譲した後も県に残る業務について、それを引き続き県でそのまますべてをするんじゃないかと、県に残る業務の一部を外部委託するというところで、権限移譲とプラスマイナスとこちらのプラスマイナスは直接リンクはせず、今回の業務の外部委託をすることで、今の見込みでは年間で500万程度ではあります。予算が節減できる見込みになっております。

○鎌田聡委員 わかりますけれども、500万削減した部分を、結局はそれ以上のやつを市町村に事務委託料で出してしまうと、そこは

どうかはっきりわからないことですが、出してしまうと、逆に合わせるとこれが7,000万ぐらいになってしまうということであれば、利便性の面ではいいかもしれませんが、一つの行政の効率化という面では少しどうなのかなというふうな疑問を持ちましたので、ちょっと聞いたんですけれども、その辺の額がまだわからないということですかね。

○山内国際課長 済みません、説明の仕方が……。

権限移譲は、いずれにしろやりますので、その部分については今県でかかっている分がそのまま市町村に、必要な分が行くだけですので、基本的にはプラスマイナスは県としては……

○鎌田聡委員 市町村に出すわけですよね、事務とお金も含めて出すわけですよね。だから、その出すお金と外部委託する部分と合わせて今かかっている部分よりも高くなるでしょう。

○山内国際課長 権限移譲の部分につきましては、今回の予算とは直接関係はありませんが、若干、県としては全体として経費は、市町村に出すのを含めればふえることにはなりますが、いろいろ総務部とも相談の上、市民・県民のサービス向上につながると、それはやっていくということで、これまでお願いをしてきているそうです。

○鎌田聡委員 今回はそういうふうにサービス向上という面が強調されて、多分経費がふえたということだと思いますが、今後、外部委託をやっていく中でいろんな部分で効率化を、3年間してまた向こう3年間がこの額かどうかも含めて、もう少しこの県の役割というのは、ずうっとまた圧縮されてくると思う

んですよね、これだけ事務権限すれば。それでないと事務権限を移譲する意味が、利便性の向上はありますけれども、経費節減という部分では生まれてきませんので、そこもやっぱり意識してやってもらうようお願いしておきます。

○守田憲史委員長 個別に金額も出して、鎌田委員の方に後で報告してください。全員にお願いいたします。

○早川英明委員 済みません、山内課長。そうしたら、受付を市町村でして、そのほかいろんなやつをこちらですということになれば、申請をされた方は今まで直接ここに来られたときよりも、その申請からこのパスポートができて上がるまでの期間というのは長くかかりはせぬですか。そういうことはありませんか。

○山内国際課長 これまで、県庁に直接来られれば、6日でできておりました。ただ、かなりの地域は、振興局で今対応できるようになっておまして、振興局に来られた場合は現在11日でした。これが権限移譲がすべて済んだ場合ですけれども、基本的には振興局に来られたのと同様、市役所なり町の役場から県庁までの書類の往復の時間がかかりますので、所要日数が11日と、振興局とは一緒ですけれども、県庁に直接来られるよりは所要日数が長くなります。ただ、それではやっぱり渡航に間に合わないという場合もあられると思いますので、11日で足りない場合は直接県庁の方へ来ていただければ、早期発給ということで、これまでどおりの日数、基本的には6日間で発給ができるような対応もあわせてするようにしております。

○早川英明委員 そういうことを県民に知らせられた方がいいと思いますよ。

○内野幸喜副委員長 議論をもとに戻すように申しわけないんですが、先ほどの太陽光の件ですね、屋根との一体型はこの補助制度がないということだったんですが、これが新しい技術なわけですね。これから少しずつふえてくるかもしれないというところで、これについては私たちも補助制度をつくってくれということを書いていかないといけないと思いますけれども、これは県の方としても実情こういう形の太陽光も普及してきていますのでということで、補助制度の新たな制度をつくってもらうということを要望していただければなと思います。もう答弁はいいです。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○荒木章博委員 さっきの発券の件は、今後のパスポートの普及、発展に全力で取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと雇用対策について、今度は新卒の状況は、雇用対策で勤められて、正職になられるとかの、どのくらいのパーセンテージなのか、ちょっとお尋ねしたい。

2点目は、本年度は40代の中老年の雇用機会を与えたんですかね、100名なんですかね。ちょっと、そのところをお尋ねしたいと思います。

○大谷労働雇用課長 中老年のプログラムについては、一昨年どおり100名をお願いしております。

それと、今回は若年者の緊急雇用創出事業でございますけれども、これにつきましては今年度一応3期に分けてやっております、2期分が一応実績が出ております。

実績で言いますと、1期分が93名緊急雇用で座学とか実習をやりまして、最終的には47名が就職しております、残り46名を現在、委託先の派遣会社の方で支援をやっていただ

いています。

2期分が大体、雇用者が63で就職が41、未就職者が20で、これらの人に支援をいただいています。少しよくなってきております。以上でございます。

○荒木章博委員 すると、今度の40代ですかね、中老年の雇用機会というのは、これは今回初めてですか。

○大谷労働雇用課長 これは21年からやっております。21年133名、22年が107名、23年が100名やっております。

○荒木章博委員 了解しました。

○守田憲史委員長 よろしいですか。

○荒木章博委員 はい。

○守田憲史委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号から第8号まで及び第33号について採決を行います。

議案第1号、第5号から第8号まで及び第33号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号、議案第5号から第8号まで及び議案第33号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○吉永和世委員 ただいま可決されました議

案第6号の債務負担行為設定のうち、荒瀬ダム本体等撤去事業についてでございますけれども、この荒瀬ダム本体撤去事業に関しては、前菅総理を初め、県選出の民主党の国会議員等の荒瀬ダム撤去を求める発言、また国の支援についての発言等が相次ぎまして、県民の方々というのは、政権交代後は国が財政支援をして荒瀬ダムは撤去できるという、そういった期待を持たれたというのが事実だというふうに思いますし、そういう中で、一人は継続というふうに、継続を目指されました知事もダム撤去というふうにかじを切られたというのは、もう皆さん御承知のとおりだというふうに思っておりますが、こういう経過を踏まえまして、たび重なる財政支援の要請に対しましても、国からの本体撤去に関する財政支援はまだないということで、先ほど企業局から御説明があったとおり、資金不足という状況であります。

そこで、ただいま可決された議案第6号のうち荒瀬ダム撤去についての債務負担行為の設定による撤去事業の実施に当たっては、県の厳しい財政状況を踏まえ、一般財源を投入せずに荒瀬ダムの撤去に取り組むこと、また国に対しさらなる財政支援を求め、撤去費用の確保を図ること、以上2点を本会議で附帯して決議していただくとともに、国に対して再度意見書を提出していただきたいと思っております。

本日は、決議案及び意見書案を準備しておりますので、配付をお願いいたします。

（決議案及び意見書案の配付）

○吉永和世委員 ぜひ、この決議案及び意見書案を、本委員会として議長に提出していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

○守田憲史委員長 ただいま吉永委員から、荒瀬ダム本体等撤去事業（債務負担行為設定）の取り扱いに係る決議案及び民主党議員

が約束した荒瀬ダム撤去に対する国の財政支援の履行を求める意見書案を、委員会提出議案としていただきたいという提案がありました。

文案としては、意見書案が政府・与党のこれまでの発言経緯をより詳しく記載した内容になっておりますが、付帯決議案と意見書案でほぼ共通しておりますので、あわせて質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○荒木章博委員 鎌田先生、これは民主党議員が約束したと書いてあるんですけども、ここの文言はこういうところでいいんですかね。

○鎌田聡委員 確かに間違いではないから、約束をどうとらえるかというのはありますが、言及したのは間違いありませんから、そこは……

○荒木章博委員 これは総理のときですか。

○鎌田聡委員 総理ではない、政権交代の前の話だから、民主党議員ということでしょう。

○荒木章博委員 ただ、それは自民党でも民主党でもみんなの党でも、1人が、政権党だからそうかもしれんけれども、言ったことを全部それを取り上げて議会が言うのもどういうものかなと私は思うんですけども、それは皆さんの御意見ですからこれは私が言うべきものじゃないんですけども、しょっぱなからそういう、民主党議員が約束したと書いてありますのでね。議会の権威とか質が問われますから、文言には非常に気をつけて出さなければいけないなというところもあると思いますけれども、吟味された上で書かれたことですから、今後の例を見ないような形で、こ

ういうのを出すときはしっかり文言は気をつけなければいかぬなど私は思います。

ただ、出すことは賛成です、当然。

○鎌田聡委員 確かに、こういったタイトルは初めてのケースですね。ただ、ここを強調しないと、今回、債務負担行為をやるという部分での議会の意思が多分通らないというような判断から、このような案文になったというふうに思いますので、これはこれとして私は受けとめていくべきだと思います。また、ここも強調しながら国に求めているかぬというふうにも考えますので、そこはまた皆さん方の議論になってくるだろうと思います。

それと、もう1つあるのが、前回10月もタイトルは違いますが同じ内容の意見書を出しているんですよね。出していますので、だから余り乱発するのはいかがなものかなというふうに思いますけれども、今回はこういった債務負担行為という議案を議決するタイミングなので、もう1回やろうということであれば理解できますけれども、少しやっぱり、先ほどの荒木委員の話ではないですけども、意見書の重みというか、そこも考えた上で対応していくことも重要じゃないかなというふうに思いますので、意見を申し上げておきたいと思います。

○内野幸喜副委員長 今回、債務負担行為の設定ということで、基本的にはこれを議会が認めた場合に、国としては、じゃあ県としても財源の根拠があるんじゃないかというふうにとられる可能性もやっぱりあるわけですね。これまで民主党の議員の方が、財政支援ができるようなことを言ってきたと、それが現時点できてない。では、それができてないから、守られてないから、じゃあ私たちも債務負担行為を認めませんと。そうすると今度は知事が平成24年度からの撤去を約束し

ているわけですね。相手が認めてないから、守ってないから、じゃあこちら結果としてこれを認めなくて、知事が県民との約束をほごにすると、それはやはりおかしいと。私たちは苦渋の決断で、やはりこの債務負担行為を認めると、そのかわり、こうした附帯決議をつけると、あわせて意見書についても、やっぱりこれまでの意見書を提出させてもらっていますが、やはりここは再度この段階で、若干強めになっておりますけれども、もう一度認識していただく、そういう意味での意見書提出だと私は認識をいたしております。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいま可決しました議案第6号に関連して、吉永委員から提案のありました附帯決議案の採決を行います。

附帯決議案を、本委員会提出議案として議長に提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議がないようですので、この附帯決議案により議長に提出することに決定いたしました。

引き続き、意見書案について採決をしたいと思っております。

それでは、本委員会提出議案として、この意見書案により議長に提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議がないようですので、この意見書案により議長に提出することに決定いたしました。

次に、今回、本委員会に付託されました請願を議題とし、これについて審査いたします。

請第12号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○大谷労働雇用課長 請第12号労働者派遣法

改正についての請願について、御説明いたします。

請願の趣旨は、現在、民主、自民、公明の3党で見直し協議されております労働者派遣法改正案を見直し、早期に抜本改正を行うよう国に対して意見書を提出していただきたいというものでございます。

厚生労働省によりますと、先般の国会に提出されている改正法案は、リーマンショック後の不安定な雇用情勢に対応するために、平成22年4月に提案されたものであり、3党協議においては、企業経営の影響を考慮され、改正法案の登録型派遣の原則禁止、製造業務派遣の原則禁止の削除及びみなし雇用の導入の3年間延期等といった修正が協議されてきております。

12月7日に、衆議院の厚生労働委員会で改正案の見直しが可決されましたけれども、先般の国会の閉会により衆議院で継続審議になっております。以上でございます。

○守田憲史委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、これで質疑を終了します。

それでは、請第12号について採決に移りたいと思います。

継続、採択、不採択がございしますが、いかがでしょうか。

（「不採択で」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第12号を不採択とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、請第12号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。

議事次第記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

報告の申し出が、商工観光労働部から2件あっております。

まず、それぞれ担当課長から説明を受けた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告1について労働雇用課から説明をお願いします。

○大谷労働雇用課長 委員会報告事項の1ページをお願いいたします。

平成23年度の基金事業の取り組みについて、御説明いたします。この総括表は、9月議会の当委員会においても報告しておりますが、その後新たに計画しました事業について、網かけで追加記載しております。

上段の県事業の分についてですが、緊急雇用創出基金事業について、今回、追加分として3事業、2,000万を計画し226名の雇用を創出することとしております。これより、県事業分としては合計52億6,000万、2,537人の雇用を創出する見込みでございます。

なお、2ページに、今回新たに追加いたしました県事業の一覧を添付いたしておりますが、主なものは今回補正をお願いしました労働雇用課所管の2事業とくまモン等の拡充事業でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○守田憲史委員長 次に、報告2について国際課から説明をお願いします。

○山内国際課長 国際課でございます。

資料3ページをお願いします。

熊本上海事務所の設立準備状況についての御報告をさせていただきます。

箱囲みにもありますとおり、審査等が順調に進み、10月27日に手続が完了いたしました。今、早速事務所の業務を始めておりますが、来年1月11日に以下のとおり熊本上海事務所のオープニングセレモニーを開催することとしております。

具体的な日時は、2番に書いておりますとおり、開所式を11日の午前11時から、レセプションにつきましては、記載のとおりの方々に御参加いただき、夕方、午後7時から開催したいと考えております。事務所の業務内容は、これまで御報告しておりますとおりです。

御参考までに、裏側4ページですけれども、熊本上海事務所の概要をつけさせていただいております。場所は、上海市内の中心部にある肥後銀行の上海駐在員事務所とも近い梅龍鎮広場。スタッフは一番下3番ですけれども、県、市から1名ずつ、あと現地スタッフが1名、それプラス工業専門アドバイザー、現地の方ということ想定しております。

以上です。よろしくをお願いします。

○守田憲史委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

それでは、その他でございますが、委員の先生方から何かございますでしょうか。早川委員。

○早川英明委員 山内課長さん、今、上海の方はこれでわかりましたが、広西壮族の方にも何かそういう動きというか将来的なことで、いろんな調査とかそういうことをやられるというふうなことも少し聞いておりますけ

れども、そういうことについて少しお話をしていたらと思います。

○山内国際課長 本会議の方でも知事から答弁があったところでございますが、広西壮族自治区及び南寧市、ASEANへの窓口として、中国国内の中でも高い経済成長を遂げている地域でございます。今後、広西壮族自治区及び南寧市において、より一層の経済交流を充実していくために、どういった方法が一番効果が大きいのか、本年度中調査をし、中身の検討をしてみたいというふうに考えております。

○早川英明委員 それなら本年度から1年ぐらいでその調査をやって、こういう開設をした方がいいのかというのを検討していくという今段階ということですね。

○山内国際課長 まず本年度予算ということで、各部で持っております調査費みたいなもので、とりあえず3カ月程度、本年度中にまず一たん調査をやってみて、それを踏まえて来年度以降、どういった取り組みが一番効果があるのか、成果を上げるのかを検討をしてみたいと考えております。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。荒木委員。

○荒木章博委員 熊本の、県の観光への取り組みなんですけれども、今、企画振興部がいろんな電波の、県庁の地下で講演会をやったりパネルディスカッションをやったり、また先日はテルサで、私もちょっと両方とも行きましたけれども、阿蘇の世界遺産のシンポとか、これはもう非常に観光とはつながることなんでしょうね。非常に観光局としても大分努力をされておられて、台湾への取り組みとかアジアへの取り組みとかやっておられる。

今その動きあたりも、ちょっと観光局としてどういうふうに対応されているのか。特に知事が阿蘇と世界遺産と水と、それに加藤、細川の継承、そういうあたりを非常に力強く訴えておられます。これは、ひいては3つとも観光局には非常につながっている問題だと思いますので、そこあたりをちょっと、活動あたりもちょっと。最近ちょっと企画の方の活動の方が見え過ぎるものですから、やっぱり車の両輪だと思うので、そこあたりをちょっとお尋ねしたいと思います。

○宮尾観光課長 観光課でございます。

今、委員が御指摘の阿蘇、水、加藤、細川につきましては、今ちょうど経済常任委員長にも入っていただきまして、私ども向こう4カ年の観光計画、次期の観光計画をつくらせていただいているところでございますけれども、そこでも大きな柱ということで具体的に入れさせていただいております。世界遺産のシンポジウム等につきましては、私どもは参加させていただいておりますけれども、引き続き熊本県の貴重な歴史・文化・観光の素材ということでございますので、企画振興部とも連携しながらしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○荒木章博委員 私は、取り組んでいただくという言葉聞くために、この委員会で言っているわけではない。どういったアジア戦略で、台湾にも行かれたと聞いておりますけれども、そういったところでどんな活動をされたか。そしてまた、経済委員にそういう活動したことをやはり報告をというかな、今初めて聞くようなことだけではなくて、そういう対策の対応はあるとは聞いておるんですけれども、どういったことを実際やっているのか。そこあたりをちょっと、私たちも非常に関心があるものですからね。委員会にもやっぱり報告もしてもらいたいなと思っているん

です。そういったところで佐伯局長どうか、どんな活動というか、そういうのを、やっぱりやっておりますということではなくて、その具体的にどんなことを、ここ私も4月からですけども、やられてきたのか。これは大事なことだと思うんですね。だから、企画振興部の方が計画したから、そこに参加した、そういうことではなくて、やっぱり観光局としてもう少し、何か企画の方にとられてしまっておるんです。やっぱり夫婦ですよ、車の両輪ですからですね。特に宮尾課長なんかは、よく、御主人があっちの局長さんですから、夫婦でわかっておられるはずですから、観光部としていろんな、こんなことをやろうとか、そこらあたりをちょっとお尋ねしたい。

○佐伯観光経済交流局長 蒲島知事の目標でもあります品格ある熊本、これを裏づけるものとして、委員おっしゃいました阿蘇の草原あるいは水、地下水、それから加藤、細川の400年、これを守るべきものとして挙げられていまして、当然、私たちもそれは意識しております。

一つ一つどういう取り組みをしているかという、長くなりますけれども、今海外、インバウンドの話を少しされたので、その面で少しお話ししますと、やはり熊本に来てくれといっても、なかなか難しい面がございますので、そこは例えば、今お話のあった阿蘇、これを中心に九州各県でも、それを一つのシンボルにしたらいんじゃないかという話を進めながらやっているというのが実情でございます。

また、インバウンドに限らず、私たちも阿蘇あるいは熊本城を中心にする城下、加藤、細川の文化、こういうのも頭に置いていろんな仕掛けなりを来年度以降考えているところでございます。

○荒木章博委員 県庁の地下であった、この前の講演とパネルディスカッション、これは武士の家計簿ということでありましたけれども、私は楽しみにして行ったら、本末転倒、話していることが。韓国の蔚山の西生浦城の話なんか、本人に聞いたら一回も行ったことがない。一回も行ったことがないのに、そんな話をする自体も大体おかしいんだ。ここは観光局とは違うから、企画の方で計画されておる。もう行って愕然として、帰ろうかなと思いました、正直言って。だけれども2時間もいたんですけれどもね。

そういったところで、もう少しやっぱり観光局は、大事な熊本のいろんな取り組みの中でやらねばいけないたくさんの方がありますので、実際、何か会議して、委員長も出てやっておられますから、そういう資料とかそういうのも委員にも配付していいんじゃないでしょうか。もっともっと観光振興というのは、アジアナ対策とか、それは企画ですよ。しかし、やっぱり観光に通じるものですから、もっと熊本の細川、加藤文化を、やっぱり売れるような素材があるわけですよ。そういうのをやっぱり作成したりして、経済効果を生み出すのが観光局の、この経済委員会の務めだと思っんですけれども。

最後に中川部長に、そういうところでどういうふうに部長として考えられるのか、お尋ねしたいと思います。縮めてください。

○中川商工観光労働部長 私どもの使命は、たくさんの方を国内、国外からお呼びするための、いろんなエージェントの取り組みをやっています。

そのお呼びするときの目玉あるいは熊本のブランドが、今企画も一生懸命やっております阿蘇であり水であり加藤・細川文化でありますので、企画の方にどんどんその磨き上げといいますか質の高さをやっていただきたい。そうすれば我々が熊本にお呼びするとき

に、どんどん使えるということでございまして、まさに企画がどんどん磨き上げていただいて、それを材料に一生懸命誘客をするということで、役割分担、見事にやっているつもりでございます。ただ、その掘り下げ方の部分で、ちょっと私どもも文化的な視点のわからないところがありますけれども、そこは企画へも御意見はおつなぎしたいと思います。

○荒木章博委員 ちょっとわかったようで、わからなかったんですけれども。

要するに、もっと観光発信の考え方も、やっぱりシンポジウムでも観光局がやってもいいと思うんですよ。企画だけがやって観光局がついていっているような感じがしますのでね。それは、私だけかもしれません。しかし、もっと熊本の阿蘇や天草や人吉、菊池、そういう全県的に考えて、もっと積極的に、特に加藤・細川の文化ということで、そういう隠れた場所もたくさん今発掘されているわけですから、そういったところもアピールして、企画あたりにこちらから提案するようなところがあってもいいんじゃないかなと思いますので、以上、それはお願いして終わります。

○内野幸喜副委員長 今の部長の話の中で、水という言葉が出ました。それから、佐伯局長からは地下水という言葉が出たんですが、地下水基本条例の件ですね、これはもうパブリックコメントがもうそろそろ始まるころで、全国では例のないような条例ということになるんですかね。今まで、地下水採取者については届け出制だったものを、今後は許可制にすると。そこで、立地企業であるとか、これから熊本に工場をつくりたい、そういう方々というのは、やっぱり熊本の豊富な地下水というのを考えて熊本に工場等をつくりたいという方が多いと思っんですけれども。今回のこの条例に関して、今、商工観光労働部

内ではどのような認識を持っているのかというのを、まずちょっとお聞かせいただきたいと思います。これは部長でいいんですかね。

○中川商工観光労働部長 地下水を守りたいというのは、蒲島知事の強い御意向の中で進められた条例の改定作業でございました。当初、管の大きさが、大企業といいますか、ある程度大口に絞った形で議論が進みましてので大変懸念をいたしました、県民全体で守ろうという基本的な思想の中で、管の口径も小さくされて、私どもが当初懸念したところは払拭されたのかなと思っております。ただ、管を小さくしましたことで関係者の数がふえましたので、地場企業の方までふえました。しかも、許可の考え方が、法制のところまで、最後のぎりぎりまで決まるのが遅かった、これから大車輪で、今度は逆に地場企業の方に十分御説明を賜って、ちょっと許可手続が出てまいりますものですから、そこはこれから大車輪で、環境サイドと一緒に、むしろ地場の、これから手数が出てまいりますので、地場の方の説明を急ぎたいと思いますけれども、当初懸念したよりも随分、県民みんなで地下水を守ろうという雰囲気が出てまいりました。

ちなみに、大企業の方はそれは重々わかっている話でございまして、節水あるいは涵養は率先してやっておられますので、そこは大企業の御理解もいただけるものと思っております。

○内野幸喜副委員長 今、大企業の理解が得られるだろうということだったんですが、地場企業ですね、条例施行後にこういうのができてたんだと、初めて知ったということがないように、十分周知をお願いしたいと思いません。

○荒木章博委員 委員長、1つ忘れておっ

た。荒瀬も全国的には類例を見ない、こういう取り組みですから、これあたりも一つの観光として、人を集客して、全国に先駆けてこういうことをやる、そういうことも一つの経済浮揚の中で観光客を呼び込む、学識者を呼び込む、そういうシンポジウムをやる、そういうこともやっぱりユニークに考えていただきたい。これは要望です。以上です。

○杉浦康治委員 御存じならちょっと教えていただきたいんですが、グランメッセの件です。グランメッセでつり下げの設備を何か検討されて、これで相当大きなコンサートを呼べるんじゃないか、そうするとかなり大きな集客ができて経済効果は大きいよというような話をお聞きしているんですけども、ちょっと中身が余りよくわからないものから、御存じなら教えていただければと思います。

○坂本くまもとブランド推進課長 グランメッセにフックとかをやりますと、いろいろな機器等を下げられたりして、さまざまなコンサートだとかそういうのに使用できるようになりますので、そういう意味の要望が出てきているのは事実でございます。そういうものの必要性も私どもも認識をしておりますので、できるだけそういう方向に努めてまいりたいと思っております。予算がありますので、予算措置について努力してまいりたいと考えているところです。

○杉浦康治委員 予算ということだったんですけども、おおよその数字といいますか予算といいますか、その辺がわかるのであれば。これからの話なので、もしかしたらわからないと思うんですけども、サポートも含めて強力に推進していただければいいのかな、ちょっと……。

○坂本くまもとブランド推進課長 今、私の記憶が正しければということで、数字を持ちませんので申しわけありませんが、たしか1,700万円ぐらいだったかなというふうに記憶しております。それについては、前向きに頑張ってまいりたいと思っております。

○杉浦康治委員 何か相当大きいコンサートを、それをやることによって呼べるというようなことを聞いておりますので、相当期待をしているものですから、ぜひ強力にバックアップをお願いしたいというふうに思います。

○吉永和世委員 先ほど採決がありました意見書の表題の、民主党議員が約束した云々というところでございますが、一昨年、平成21年12月、当時は民主党県総支部連合会代表でありました松野参議院議員に対しまして質問状を出すということで、濱田大造前議員の立ち会いのもと、松野参議院議員と溝口経済常任委員長、当時のですね、が面談されたという経緯がございますが、その後の経過を見ましても何ら進展がないという状況でございます。

そこで今回、附帯決議及び意見書の提出にあわせて、再度、松野参議院議員に対して質問状を提出したいと思ひまして準備いたしておりますので、これもぜひ配付をお願いしたいというふうに思います。

この質問状は、委員会として質問することではなくて、私としてはこの質問状の趣旨に賛同いただける委員と連名で提出したいというふうに考えておりますので、一人でも多くの委員の御賛同をお願いしたいというふうに思います。以上です。

（質問状の配付）

○内野幸喜副委員長 これは委員会で取り決めることではないんですけれども、質問状ですから当然提出して、期限があつて、その回答次第では、私は民主党本部とかに出しても

いいんじゃないかな、これは、あくまでも委員会としてということではないですから、そういう形をとつてもいいんじゃないかなと思います。

○鎌田聡委員 委員会としてではないやつを、この委員会で議論するのはいかがかなと思いますし、これはこれで賛同される方についてはいいと思いますが、私は、個人、松野さんが発言した、そしてまた申し入れた内容についての見解をただす——済みません、まだざっとしか読んでいませんけれども、それは先ほどの意見書のように民主党議員が約束したということで、そういったふうに国に財政支援を求めていく、そしてまた求めていますし、今後また求めていくわけですから、そこは私も含めて県選出の国会議員もそういった努力をずっとやっているわけですから、これはもう必要ないと私は思いますけれどもね。

○守田憲史委員長 ただいま吉永委員から、質問状提出に関する提案がありました。吉永委員からもお話がありました。これはあくまでも委員会として提出するということはありませんので、趣旨に賛同される当委員会委員の連名で提出することになりますので、御承知おきください。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○荒木章博委員 今、民主党政権の中で、やっぱりやっておられる。私はさっきから言っているのは、もちろん強く出るのも大事だと思うんですけども、やっぱりそれぞれの代議士あたりが自然環境とかそういうのを含めて努力をするという約束をされていると私は思っておりますので、余り鉄けん的に——熊本県議会の自民党与党だけの政界じゃないのが国の世界ですから、今後、私はこれには当然賛同しますけれども、やっぱりもう少し冷静に国への要望をしていかなければいけないか

など。私個人の意見ですが、一応そう述べておきます。

○守田憲史委員長 それでは後々確認させていただきますので、質問状は同意された委員の連名で提出することとします。よろしくお願いたします。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 最後になりますが、今回要望が3件提出されています。お手元に写しを配付しておりますので、後でごらんいただきたいと思います。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午前11時42分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済常任委員会委員長